

# 長崎市議会議員政治倫理条例の概要

## 条例の骨格

政治倫理審査会

調査請求権

政治倫理基準

資産公開制度

問責制度

宣誓書の提出

請負等に関する遵守事項

社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項

長崎市政治倫理審査会条例（市議会議員政治倫理条例関係）

長崎市政治倫理審査会（学識経験者、市民で構成される第三者機関）が行う主な事務

・ 正副議長の資産等報告書等虚偽記載疑義	市民・議員からの調査請求	調査、報告
・ 政治倫理基準違反疑義	市民・議員からの調査請求	調査、報告
・ 請負等に関する遵守事項違反疑義	市民・議員からの調査請求	調査、報告
・ 社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項違反疑義	市民・議員からの調査請求	調査、報告
・ 政治倫理確立を図るため必要な事項		調査

第8条（市民等の調査の請求）

・ 市民（有権者）50人以上の連署  
・ 議員4人以上の連署

+ 証拠資料 調査請求

第4条（政治倫理基準）

- ・ 公職にある者に対して適用される法律の遵守
- ・ 市が行う許可、請負契約等に関し、特定の個人、企業、団体等のための有利な取り計らいの禁止
- ・ 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附の受取り禁止
- ・ 地位を利用した金品の受取り禁止
- ・ 品位と名誉を害するような行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為の禁止
- ・ 市の職員への職務に関する不当介入禁止
- ・ 市の職員に対する人事等への関与禁止

第5条（資産等報告書等の作成等）

- ・ 正副議長は資産等に関する書類を作成
- 第6条（資産等報告書等の審査）
- ・ 議長は、資産等報告書等の写しを市長に送付し、政治倫理審査会による審査を求める

第7条（審査報告書の公表等）

- ・ 議長は、資産等報告書等に係る審査報告書を公表

長崎市政治倫理審査会条例（市議会議員政治倫理条例関係）

- ・ 調査対象議員に対し資産に関する資料等必要資料提出要求

第12条（職務関連犯罪による有罪判決後の説明会）

- ・ 有罪判決後、引き続きその職にとどまろうとする議員に対する市民への説明会開催義務

第13条（職務関連犯罪による有罪確定後の措置）

- ・ 公職選挙法第11条第1項の規定等により失職する場合を除き有罪が確定した議員は辞職手続きをとる
- ・ 議会は、辞職手続きをとらない議員に対し、辞職を勧告

第3条（宣誓書の提出）

「長崎市議会議員政治倫理条例」を遵守する旨の宣誓書提出義務、公表

第14条（請負等に関する遵守事項）

- ・ 議員の配偶者、二親等以内の親族、又はこれらの者が役員をしている企業
  - ・ 議員が資本金等の3分の1以上を出資している企業
  - ・ 議員が役員をしているか、又は経営方針に関与している企業
  - ・ 議員が報酬を受領している企業
- 
- ・ 市発注の請負（下請負を含む）を辞退するよう努める
  - ・ 議員は責任を持って関係者、関係企業の辞退届けを提出
  - ・ 議長は辞退届けの提出状況を公表

第15条（社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項）

- ・ 社会福祉法人、学校法人において報酬を受領する役員へ就任しないよう努める
- ・ 報酬を受領しない役員に就任した時は、当該事実を証する資料を添えて届出
- ・ 議長は届出の提出状況を公表